

仕様書

1 件名

令和8年度福井県内ガイド育成事業業務委託

2 目的

インバウンド向け体験コンテンツの造成や受け入れ拡大に向けて、観光施設や体験コンテンツ事業者の依頼に応じて活躍できるスポットガイド人材の育成を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

(1)ガイドの基礎を学ぶ座学研修の実施

以下①および②までの内容を踏まえ、座学研修を実施すること。なお、広報(・募集業務)、指導者対応(謝礼金含む)、会場等の手配、当日の運営、写真撮影、記録関係業務は本委託に含むものとする。

① 座学研修の目的

本研修は、インバウンド観光客向けのガイドとして活動するために必要な基礎知識および基本的技能を体系的に習得させるとともに、接遇力の向上を図ることを目的とする。あわせて、安全管理およびリスク対応に関する理解を深め、現地実習に円滑に移行できる基盤を整備する。

② 実施内容

上記目的を達成するため、地域内の観光スポットにおいて来訪者に対し分かりやすく魅力的な案内ができる人材を育成する観点から、講義およびグループワークを組み合わせた座学研修を実施する。

・講師については、上記①の目的を達成するためのノウハウや実務経験を十分に有すると認められる人材を選定することとし、県と協議の上決定すること。

・座学研修は、概ね以下の項目を学ぶことが可能な内容とすること。

ア インバウンド観光の最新動向及び市場特性

イ インバウンド旅行者の多様な価値観・文化的背景に関する理解

ウ 接遇・ホスピタリティに関する基礎知識

エ 福井県内の主要観光資源に関する知識(歴史、文化、自然、食、産業等)

オ ガイドとして必要な案内技術の基礎

カ 外国語による基本的な案内表現及びコミュニケーション手法

キ 安全管理及びトラブル対応

ク 持続可能な観光(サステナブルツーリズム)に関する基礎理解

・座学研修は、上記内容を学ぶのに必要となる時間数を確保することとし、開催が複数日になることは差し支えないものとする。

・座学研修の際に受講者に発生する費用(会場までの交通費、食費等)については受講者側の負

担とし、委託料には含まないものとする。なお、受講料自体は無料とする。

・座学研修の募集案内にかかる業務は本委託業務に含むものとするが、募集案内の内容や申込様式等については募集開始前に県と協議のうえ内容を確定すること。

(2) フィールドワークの実施

以下①および②までの内容を踏まえ、フィールドワークを実施すること。なお、フィールドワーク訪問先との連絡調整および実施行程の作成、ならびに当日のアテンド、指導者対応(謝礼金含む)、写真撮影、記録関係業務は本委託に含むものとする。

① フィールドワークの目的

フィールドワークは、座学研修で習得した知識や接遇等を現場で実践する力を養うとともに、観光地での案内を通じて説明力や表現力の向上を図ることを目的とする。また、観光客の視点に立った現地理解を深め、外国語による実践的なコミュニケーション能力やトラブル対応力の向上を図り、講師の指導等を通じて自己課題の把握と改善につなげることを目指すものとする。

② 実施内容

上記目的の達成に向け、座学研修で習得した知識や技能を現場で実践し、スポットガイドとして必要な案内スキルや対応力の向上を図るため、観光地における実地研修や案内演習等のフィールドワークを実施するものとする。

・以下を含むフィールドワークを実施すること。

ア 観光地における現地理解を深めるための実地研修

- ・ イ スポットガイドに必要な案内スキルの向上を図る実践的な演習
- ・ ウ 観光客対応を想定したコミュニケーションに関する実習
- ・ エ 安全管理及びトラブル対応に関する実践的な取組
- ・ オ 振り返り及び講評等による学習内容の整理

・フィールドワークは1回以上実施することとし、県内の複数個所を訪問するものとする。なお、訪問先については、訪問先施設におけるスポットガイドの需要を踏まえて選定することが望ましい。

・フィールドワークの際は、参加者全員がまとめて行動できるよう、バス等の移動手段を確保すること。

・講師については、上記(1)の座学研修の講師と同一人物であることを想定しているが、事業効果をより高めることができると認められる場合は、それぞれ別人物を提案しても差し支えない。

・フィールドワークの際に必要な経費は委託料に含むものとするが、受講者の集合場所への交通費および当日の食費は受講者の自己負担とし、委託業務の範疇外とする。

・フィールドワークへの参加は、原則として上記①の座学研修の受講を条件とする。

5 事業の進め方

受託者は、事業の実施にあたって、福井県の担当者と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をした上で実施していくこととする。

6 実施報告書の提出

事業が完了したときは、事業実施報告書を作成し令和9年3月31日までに委託者へ電子データで提出すること。

7 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。